



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 5 2 号 令和 2 年 1 0 月 1 6 日 発行

目 次

は県例規集登載

【 条 例 】

番 号	表 題	担当課名
5 0	徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例	危機管理政策課
5 1	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	消費者くらし安全局 安全衛生課
5 2	徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例	同
5 3	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	地方創生局 市町村課
5 4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	地方創生局 S o c i e t y 5 . 0 推進課
5 5	徳島県税条例の一部を改正する条例	税務課
5 6	徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例	企業支援課
5 7	徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例	農林水産政策課
5 8	肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	もうかるブランド 推進課
5 9	徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例	県土整備政策課

【規則】

番 号	表 題	担当課名
8 5	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課 行政改革室
8 6	肥料取締法施行細則及び徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	もうかるブランド 推進課
8 7	徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	出納局会計課

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例（条例第五十号）

一 目的

この条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関し、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、クラスター発生施設の公表等及び差別的取扱い等の禁止について定めることにより、本県の社会経済活動の引上げとの両立を図りながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的としたこととした。

二 県の責務

- 1 県は、本県の社会経済活動の引上げを図りながら、新型コロナウイルス感染症の発生の予防及び感染拡大の防止のための総合的な対策を実施するものとする事とした。
- 2 県は、市町村が行う地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する施策を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と緊密な連携を図るものとする事とした。
- 3 県は、業界団体等からガイドライン実践店ステッカーの交付の申請があった場合は、当該申請の内容を確認し、適正であると認めるときは、当該業界団体等に対し、ガイドライン実践店ステッカーを交付するものとする事とした。

三 県民の役割

- 1 県民は、マスクの着用、手洗い及び手指の消毒の徹底、密閉された空間、密集する場所及び密接する場面（以下「三密」という。）の回避の徹底その他の新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止策の実践に努めるとともに、県が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する施策に協力するものとする事とした。

- 2 県民は、事業者版スマートライフ宣言又はガイドライン実践店ステッカーが掲示されている施設の利用等に努めるとともに、厚生労働省が提供する接触確認アプリケーションの利用及びとくしまコロナお知らせシステムの活用にも努めるものとする事とした。

四 事業者の役割

- 1 事業者は、事業所での三密の回避の徹底その他の新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止策の実践に努めるとともに、県が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する施策に協力するものとする事とした。

- 2 事業者は、その事業の実施に関し、ガイドラインの遵守その他の適切な感染防止策を講ずるとともに、事業者版スマートライフ宣言又はガイドライン実践店ステッカーの掲示、とくしまコロナお知らせシステムへの登録その他の適切な措置を講ずるものとする事とした。

- 3 業界団体等は、当該業界団体等に参加している事業者に対し、ガイドラインの遵守その他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の実施を求めよう努めるものとする事とした。

五 クラスター発生施設の公表等

1 知事は、県内の施設においてクラスター又はその活動の状況がクラスターを発生させるおそれのある患者（以下「クラスター等」という。）が発生した場合であつて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために必要があると認めるときは、感染症法第十六条第一項の規定に基づき、当該施設の名称等を公表するものとすることとした。

2 県内の施設においてクラスター等が発生し、1により当該施設の名称等が公表された場合において、施設の利用者等の他に当該クラスター等の発生の原因について責めに任ずべき者があるとき又は施設の利用者等が適切な感染防止策を講じていたにもかかわらず当該クラスター等が発生したものと知事が認めるときであつて、積極的疫学調査の確かかつ迅速な実施への協力その他の県が実施する感染拡大防止策への協力が得られるときは、県は、当該施設の利用者等が当該クラスター等の発生後に行う感染拡大防止策について必要な支援を行うものとする事とした。

六 差別的取扱い等の禁止

1 何人も、新型コロナウイルス感染症の患者及び医療従事者並びにこれらの家族並びに事業者のみならず全ての者に対し、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い、誹謗中傷^{ひぼう}その他の権利利益を侵害する行為（以下「差別的取扱い等」という。）をしてはならないこととした。

2 県は、差別的取扱い等が行われないようにするため、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及、差別的取扱い等の禁止に関する啓発その他必要な措置を講ずるものとする事とした。

七 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

● 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）

- 一 営業の施設に関する基準は、厚生労働省令で定める基準の例によることとした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、令和三年六月一日から施行することとした。

● 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）

- 一 特定食品製造事業者の範囲を改めることとした。
- 二 その他所要の改正を行うこととした。
- 三 この条例は、令和三年六月一日から施行することとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第五十三号）

- 一 私立の高等学校等の専攻科における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものを本人確認情報を利用することができる事務とする事とした。
- 二 国立又は公立の高等学校等の専攻科における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの及び公立の高等学校の専攻科に通う生徒に対する高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるものの処理に關し求めがあつたときは、教育委員会に対し、本人確認情報を提供することとした。
- 三 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第五十四号）

一 高等学校等の専攻科における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの及び公立の高等学校の専攻科に通う生徒に対する高等学校等専攻科修士支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるものを個人番号を利用することができる事務（以下「独自利用事務」という。）とすることとした。

二 独自利用事務の処理において県の執行機関が自ら保有する特定個人情報を利用するための規定を設けることとした。

三 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

徳島県税条例の一部を改正する条例（条例第五十五号）

一 新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄を定めることとした。

二 この条例は、令和三年一月一日から施行することとした。

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例（条例第五十六号）

一 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた中小企業者、農林漁業者等に対する資金の貸付けについて利子補給金を支給する事業に要する経費に充てるため、徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

二 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

三 基金は、一の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。

四 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。

五 この条例は、公布の日から施行し、令和八年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十七号）

一 家畜改良増殖法施行規則の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付及び再交付に係る手数料を定めることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第五十八号）

一 肥料取締法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。

1 肥料取締法施行条例

2 徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例

3 徳島県農林水産関係手数料条例

二 この条例は、令和二年十二月一日から施行することとした。ただし、一の一の一部については、令和三年十二月一日から施行することとした。

● **徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十九号）**

一 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率等に関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

二 次に掲げる事務に係る手数料を指定登録機関に納付しなければならないこととした

- 1 二級建築士又は木造建築士の免許の登録
- 2 二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付
- 3 二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の再交付
- 4 二級建築士又は木造建築士の免許の登録を受けていることの証明書の交付の申請に対する審査

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和二年十二月一日から施行することとした。

● **徳島県行政組織規則の一部を改正する規則**（規則第八十五号）

- 一 徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の制定に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **肥料取締法施行細則及び徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第八十六号）

- 一 肥料取締法施行規則の一部改正等に伴い、次に掲げる規則について所要の整理を行うこととした。
 - 1 肥料取締法施行細則
 - 2 徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例施行規則
- 二 この規則は、令和二年十二月一日から施行することとした。ただし、一の1の一部については、令和三年十二月一日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第八十七号）

- 一 次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。
 - 1 家畜人工授精所開設許可証書換交付手数料
 - 2 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料
 - 3 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は建築物の高さの特例許可申請手数料
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十号

徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関し、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、クラスター発生施設の公表等及び差別的取扱い等の禁止について定めることにより、本県の社会経済活動の引上げとの両立を図りながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- 二 社会経済活動の引上げ 新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した社会経済活動を、その影響が生ずる前と同等以上の水準に引き上げることを行う。
- 三 ガイドライン 国、県、市町村又は業界団体等（事業者が加入している団体等をいう。以下同じ。）が業種ごとに定めた新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のための指針及びこれらを参考に各事業者において自ら作成した指針をいう。
- 四 事業者版スマートライフ宣言 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、事業者がガイドラインに定める措置を遵守していることを示す知事が別に定める宣言書をいう。
- 五 ガイドライン実践店ステッカー ガイドラインの遵守の徹底等により積極的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に取り組む事業者として業界

団体等が認定した事業者に対し、当該業界団体等が配布する県が作成したステッカーをいう。

六 接触確認アプリケーション 厚生労働省が提供する、スマートフォンの近接通信機能を利用することにより、人と人との接触を検知し、及び記録し、スマートフォンを使用する者が過去に新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触したことがある旨の情報について通知を受けることができるアプリケーションをいう。

七 とくしまコロナお知らせシステム 事業者が当該事業者に係る情報を県に提供するとともに、当該事業者の事業所を利用した者がその電子メールアドレスの情報を県に提供することにより、当該事業所を利用した者が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合に、当該事業所を利用した他の者が県から新型コロナウイルス感染症の感染の可能性について注意を促す情報の提供を受けるための電子情報処理組織をいう。

八 クラスタ 不特定又は多数の者が立ち入り、又はとどまる施設において新型コロナウイルス感染症の患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第六条第十一項に規定する無症状病原体保有者を含む。以下同じ。）が複数生じた場合における患者の集団であつて、その人数が五名以上であるものをいう。

（県の責務）

第三条 県は、本県の社会経済活動の引上げを図りながら、新型コロナウイルス感染症の発生の予防及び感染拡大の防止のための総合的な対策を実施するものとする。

2 県は、市町村が行う地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する施策を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と緊密な連携を図るものとする。

3 県は、業界団体等からガイドライン実践店ステッカーの交付の申請があつた場合は、当該申請の内容を確認し、適正であると認めるときは、当該業界団体等に対し、ガイドライン実践店ステッカーを交付するものとする。

（県民の役割）

第四条 県民は、マスクの着用、手洗い及び手指の消毒の徹底、密閉された空間、密集する場所及び密接する場面（以下「三密」という。）の回避の徹底その他の新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止策の実践に努めるとともに、県が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する施策に協力するものとする。

2 県民は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、事業者版スマートライフ宣言又はガイドライン実践店ステッカーが掲示されている施設の利用等に努めるものとする。

3 県民は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、接触確認アプリケーションの利用に努めるものとする。

4 とくしまコロナお知らせシステムに接続するための情報が付された二次元コードを含む書面（以下「二次元コード」という。）が掲示されている施設を利用

する者及び当該施設において開催される催事等に参加する者は、その都度、当該二次元コードに付された情報に基づいてそれぞれの電子メールアドレスの情報を県に提供することにより、とくしまコロナお知らせシステムを活用するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、事業所での三密の回避の徹底その他の新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止策の実践に努めるとともに、県が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する施策に協力するものとする。

2 事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生ずる影響を考慮し、当該感染拡大を防止するため、その事業の実施に関し、ガイドラインの遵守その他の適切な感染防止策を講ずるとともに、施設の入口等利用者の見やすい場所への事業者版スマートフォン宣言又はガイドライン実践店ステッカーの掲示、とくしまコロナお知らせシステムに登録した上での施設の入口等利用者の見やすい場所への二次元コードの掲示その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 業界団体等は、当該業界団体等に加している事業者に対し、ガイドラインの遵守その他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の実施を求めるよう努めるものとする。

(クラスター発生施設の公表等)

第六条 知事は、県内の施設において、当該施設の設置者、所有者若しくは管理者若しくは当該施設を催事等の開催のために使用する者若しくはこれらの使用人その他の従業者(以下「施設の利用者等」という。)又は当該施設の利用者に係るクラスター又はその活動の状況がクラスターを発生させるおそれのある患者(以下「クラスター等」という。)が発生した場合であつて、当該施設において当該クラスター等により新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある全ての従業者、利用者その他の関係者に対して当該クラスター等の発生後直ちに連絡を行うことができないときその他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために必要があると認めるときは、感染症法第十六条第一項の規定に基づき、当該施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止策の状況、当該クラスター等の発生の要因が前条第二項に規定する適切な感染防止策が講じられていなかったことと考えられる場合には、当該講じられていなかった感染防止策、その他感染を拡大させないための適切な行動を個人がとることができるようにするために必要な情報を公表するものとする。

2 県内の施設において、施設の利用者等又は当該施設の利用者に係るクラスター等が発生し、前項の規定により当該施設の名称等が公表された場合において、施設の利用者等の他に当該クラスター等の発生の原因について責めに任ずべき者があるとき又は施設の利用者等が前条第二項に規定する適切な感染防止策を講じていたにもかかわらず当該クラスター等が発生したものと知事が認めるときであつて、施設の利用者等の感染症法第十五条第一項の規定に基づく積極的疫学調査の確かかつ迅速な実施への協力(当該クラスター等に係る事業者、利用者その他の関係者に対する連絡を含む。)その他の県が実施する感染拡大防止策への協力が得られるときは、県は、当該施設の利用者等が当該クラスター等の発生後に行つた感染拡大防止策について必要な支援を行うものとする。

(差別的取扱い等の禁止)

第七条 何人も、新型コロナウイルス感染症の患者及び医療従事者並びにこれらの家族並びに事業者のみならず全ての者に対し、新型コロナウイルス感染症に

感染し、又は感染しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為（以下「差別的取扱い等」という。）をしてはならない。

2 県は、差別的取扱い等が行われないうようにするため、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及、差別的取扱い等の禁止に関する啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十一号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十一条に規定する」を「第五十四条の規定により条例で定める」に、「についての基準（以下「営業施設基準」という。）は、別表に」を「に関する基準については、同条に規定する厚生労働省令で」に、「とする」を「の例による」に改め、同条ただし書中「営業施設基準」を「本文の規定によりその例によることとされる食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十九から別表第二十一までに定める基準」に改める。

第四条中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「営業者」を「許可営業者」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

第五条第一項中「営業者は、次の各号のいずれかに該当する」を「許可営業者は、三十日以上営業を休止しようとする」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「営業者」を「許可営業者」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十二号

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第五十一条」を「第五十四条又は第五十七条第一項」に改め、同号イを削り、同号ロ中「イ又は二に掲げる営業に該当するものを除く。」を削り、同ロを同号イとし、同号ハ中「イ又は二に掲げる営業に該当するものを除く。」を削り、同ハを同号ロとし、同号ニを削る。

第二十四条の見出し中「開始等」を「開始」に改め、同条中「（休止していた営業を再開したときを含む。）」を削る。

第二十六条の見出し中「休廃止等」を「廃止等」に改め、同条第一項中「休止し、」を削る。

第二十七条第一項中「（休止していた営業を再開したときを含む。）」を削る。

第二十九条中「を食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）別表の第二」を「の衛生管理その他一般的な衛生管理について、取り扱う食品の特性に応じ、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十七第二号から第十三号まで」に改める。

附 則

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第五十三号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の項中「高等学校等」の下に「専攻科を含み、」を加える。

別表第二の六の項中「高等学校等」の下に「専攻科を含み、」を加え、同表中九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。

七 教育委員会	の 公立の高等学校の専攻科に通う生徒に対する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるも
---------	------------------------------------------------------------

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一の七の項及び十三の項中「高等学校等（」の下に「専攻科を含み、」を加え、同表に次のように加える。

十四 教育委員会

公立の高等学校の専攻科に通う生徒に対する高等学校等専攻科修学支援金（以下「修学支援金」という。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二の七の項中「就学支援金の支給」の下に「又は修学支援金の支給」を加え、同表に次のように加える。

八 教育委員会

修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十五号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第四十項を第四十一項とし、第三十七項から第三十九項までを一項ずつ繰り下げ、第三十六項の前の見出しを削り、同項を第三十七項とし、同項の前の見出しとして「（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例）」を付し、第三十五項を第三十六項とし、第三十二項から第三十四項までを一項ずつ繰り下げ、第三十一項の前の見出しを削り、同項を第三十二項とし、同項の前の見出しとして「（個人の均等割の税率の特例）」を付し、第三十項の次に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄）

31 法附則第六十条第一項に規定する条例で定める入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

（徳島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 徳島県税条例等の一部を改正する条例（令和元年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十項」を「第三十一項」に、「第三十一項」を「第三十二項」に、「第三十二項」を「第三十三項」に、「第三十三項」を「第三十四項」に、

「第三十五項」を「第三十六項」に、「第三十六項」を「第三十七項」に、「第三十七項」を「第三十八項」に、「第三十八項」を「第三十九項」に、「第四十項」を「第四十一項」に改める。

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十六号

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例

(設置)

第一条 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の拡大の影響を受けた中小企業者、農林漁業者等に対する資金の貸付けについて利子補給金を支給する事業に要する経費に充てるため、徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。
(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第五十七号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の十二の項中「開設の」の下に「許可の」を加え、同表の十六の項の次に次のように加える。

十六の二 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第三十八条第一項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付	二千元
十六の三 家畜改良増殖法施行規則第三十九条第一項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付	二千九百円

附則

この条例は、公布の日から施行する。

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十八号

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(肥料取締法施行条例の一部改正)

第一条 肥料取締法施行条例(平成十二年徳島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行条例

第一条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第三条中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項若しくは第三項」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、「使用した普通肥料」の下に「及び特殊肥料」を加える。

(肥料の品質の確保等に関する法律施行条例の一部改正)

第二条 肥料の品質の確保等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

(徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例(平成十九年徳島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

(徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正)

第四条 徳島県農林水産関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表の三十三の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項」を「第三項」に改め、同表の三十四の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、令和三年十二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に生産された肥料に係る生産数量等の報告については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定の施行の日前に生産された普通肥料に係る施用上の注意等の表示については、なお従前の例による。

(経過措置)

徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第五十九号

徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中六十五の二の項を六十五の三の項とし、六十五の項の次に次のように加える。

六十五の二 建築基準法第六十条の二の二第一項第二号の規定に基づく建築物の建蔽率若しくは壁面の

位置又は同条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

別表第一の備考に次の一号を加える。

十 この表の七十九の項から七十九の三の項までの事務を建築士法第十条の二十第一項に規定する指定登録機関（次表において「指定登録機関」という。）が行う場合におけるこの表の七十九の項から七十九の三の項までの規定の適用については、同表の七十九の項中「免許」とあるのは「免許の登録」と、同表の七十九の二の項中「第五条第三項」とあるのは「第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第三項」と、「二級建築士免許証又は木造建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」とする。

別表第二の四の項中「及び」を「又は」に改め、同項を同表の六の項とし、同項の前に次のように加える。

五 別表第一の百の項の事務のうち、建築士法の規定による二級建築士又は木造建築士の免許の登録を
指定登録機関
受けていることの証明書の交付の申請に対する審査の事務

別表第二中三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。

-
- 一 別表第一の七十九の項から七十九の三の項までの事務（同表の備考第十号の規定の適用を受ける場合に限る。）
-
- 指定登録機関
-

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の備考に一号を加える改正規定及び別表第二の改正規定は、令和二年十二月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に申請がなされている二級建築士又は木造建築士の免許、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付及び二級建築士又は木造建築士の免許を受けていることの証明書等の交付の申請に対する審査に係る手数料の納付については、なお従前の例による。

徳島県規則第八十五号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する

。別表第二企業支援課の項第二十三号中「徳島県企業立地推進基金」の下に「及び徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第八十六号

肥料取締法施行細則及び徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

肥料取締法施行細則及び徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(肥料取締法施行細則の一部改正)

第一条 肥料取締法施行細則(昭和二十五年徳島県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第一条中「肥料取締法(」を「肥料の品質の確保等に関する法律(」に、「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に、「肥料取締法施行条例」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行条例」に改める。

第二条中「第三条」を「第六条」に改める。

第三条中「第四条」を「第七条」に改める。

第四条中「第二十八条」を「第三十五条」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

第 号

年 月 日

徳島県

縦 4センチメートル

横 6.5センチメートル

備考 様式上段部の「第 号」の次行の空白部分には、指定混合肥料生産業者の届出のときは「指定混合肥料生産業者届出済」と、特殊肥料生産業者の届出のときは「特殊肥料生産業者届出済」と、特殊肥料輸入業者の届出のときは「特殊肥料輸入業者届出済」と、肥料販売業務開始の届出のときは「肥料販売業務開始届出済」と表示するものとする。

様式第三号中「肥料取締法施行条例」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行条例」に、「指定混合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「肥料取締法施行条例」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行条例」に改める。

(肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第三条」を「第一条」に改め、同条第二号中「第四条」を「第三条」に改め、同条第三号中「第五条」を「第四条」に改める。

様式第三号中「第3条」を「第2条」に改める。

様式第四号中「第4条」を「第3条」に改める。

様式第五号中「第5条の1」を「第4条の1」に改める。

(徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例施行規則(平成十九年徳島県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に、「第一条の2」を「第一条」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年十月一日から施行する。

徳島県規則第八十七号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の項第三百号の次に次の二号を加える。

三百の二 家畜人工授精所開設許可証書換交付手数料

三百の三 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料

別表第一徳島県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項中第四百五号の二を第四百五号の三とし、第四百五号の次に次の一号を加える。

四百五の二 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率若しくは壁面の位置

又は建築物の高さの特例許可申請手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。